消食表第 350 号 令和4年8月30日

国税庁次長 殿 農林水産省消費・安全局長 殿 都道府県知事 保健所設置市長 殿 特別区長

消費者庁次長(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

今般、消費者庁が公表した「食品表示基準における栄養成分等の分析方法等に係る調査 検討事業報告書」及び文部科学省が公表した「日本食品標準成分表2020年版(八訂)分析 マニュアル」を踏まえ、脂質及び食物繊維の分析方法等について見直しを行うこととしま した。

また、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)が一部改正され、同規則第12条の規定により別表第1に定める人の健康を損なうおそれのない添加物として、新たに「炭酸水素カリウム」が追加されたことから、別添添加物1-1の簡略名又は類別名一覧表に「炭酸水素カリウム」を追加することとしました。

ついては、上記に係る事項について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について (平成27年3月30日消食表第139号)」の一部を改正しましたので、関係者に対する周 知をお願いします。